

議案第 63 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給にあたり、死亡等の要因が自然災害によるものか否かの判定が困難な場合には有識者で構成する審査会にて判定することになり、災害弔慰金の支給等に関する法律において、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を置くよう努めることが規定されています。

今回 25 年前の阪神・淡路大震災に関する災害弔慰金の支給申請の申し出があり、審査会を設置する必要があることから、関係規定を整備するため所要の改正を行おうとするものです。

2 災害弔慰金の支給等に関する法律（一部抜粋）

（法第 18 条）

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 審査委員会の構成員

委員長 1 人・委員 4 人 計 5 人  
構成職種 医師 2 人  
知識経験者又は市長が適当と認める者 2 人  
関係行政機関の職員 1 人

※参考 「改正災害弔慰金法の施行について（内閣府政策総括官（防災担当）通知第 257 号）」より抜粋

阪神・淡路大震災以降に設置された災害弔慰金及び災害見舞金に係る審査委員会（合議制の機関）の構成例として、

委員の総数は 4～7 名

委員構成職種等

医 師（1～4 人） 診療科目例：内科、外科、精神科、整形外科、司法監察医  
弁護士（1～3 人）  
市職員（1 人） 担当部長等  
その他 大学教授、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー等

4 施行日

本条例は、公布の日から施行する。